

お客様 各位

2017年11月1日
株式会社アナテック・ヤナコ

リフラクトリーセラミックファイバー (RCF) について

拝啓 貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。また平素は弊社製品をご愛顧頂き、誠にありがとうございます。

お客様におかれましては、既に御存じのことかと思いますが、一昨年2015年11月1日に労働安全衛生法の一部が改正、施行されて、「リフラクトリーセラミックファイバー」(RCF)が「特定化学物質障害予防規則」(特化則)の特定化学物質の管理第二類物質に追加されました。「RCF」は使用禁止物質ではありませんが、管理すべき化学物質になりました。

弊社の下記製品に使用されています電気炉等の一部には、「RCF」が使用されています。

(なお、③項以下の製品の中で、2016年7月以降に出荷した製品については「RCF」は使用されていません。また⑩、⑪の製品については2014年3月で販売終了となっています。)

- ①全窒素自動測定装置：TN-308、TN-308P
- ②有機体炭素自動測定装置：TOC-708、TOC-708R
- ③NO_x/O₂自動計測器：ECL-88AO、ECL-88AO Lite
- ④NO_x自動計測器：ECL-880US
- ⑤VOC モニタ：EHF-770V ⑥THC 自動計測器：EHF-770 ⑦加熱導管
- ⑧エチレン分析計：VFCL-200、 ⑨イソプレン分析計：VFCL-500
- ⑩CO/O₂自動計測器：EIR-12SS ⑪CO 自動計測器：EIR-11SS

但し、いずれの製品においても、「RCF」は密閉された状態、或いはバインダー等により飛散防止処理されておりますので、「特化則」の適用対象外となっております。

元々「特化則」は「RCF」を含んだ部材を切断、穿孔、研磨などの作業を行う労働者の健康を予防的に保護する事を目的としております。「RCF」そのもの自体を取り扱う事のない、弊社製品のご使用者様(お客様)におかれましては、「特化則」の適用対象外となりますので、問題はございません。

しかし、ご使用者様にて「触媒管」などの交換作業を行う際に、わずかでも飛散するおそれがある場合は、防塵マスク及び保護手袋を着用して下さい。また電気炉等の分解は行わないで下さい。

今後「RCF」を含んでいない代替断熱材の入手が可能になった場合は、変更していく予定であります。

なお、「RCF」は「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」に分類され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)の適用を受けますので、廃棄される場合は、許可を得た産業廃棄物処理業者に依頼されますよう御願ひ致します。

敬 具